

2021年6月22日

各位

会社名 株式会社カネミツ  
代表者名 代表取締役社長 金光俊明  
(コード番号7208 東証第二部)  
問合せ先 取締役執行役員 金光秀治  
(TEL. 078-911-6645)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の第38期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備え、現行定款第2条（目的）3号に事業目的を追加するものであります。また、同条2号の文言を一部修正するものであります。
- (2) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（2014年法律第90号）において定款の定めにより社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったため、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、定款第32条（監査役の実任免除）の一部を変更するものであります。

#### 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月23日（水曜日）
定款変更の効力発生日	2021年6月23日（水曜日）

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車・農機具・一般機械の部品の製造及び販売</li> <li>2. 金型、<u>治</u>工具及び機械設備の製造及び販売 (新 設)</li> <li>3. <u>前</u>各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p>第3条～第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条～第39条 (条文省略)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自動車・農機具・一般機械の部品の製造及び販売</li> <li>2. 金型、<u>治</u>工具及び機械設備の製造及び販売</li> <li>3. <u>不動産の賃貸</u></li> <li>4. <u>前</u>各号に付帯する一切の事業</li> </ol> <p>第3条～第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第33条～第39条 (現行どおり)</p>

以 上